

第4章 介護・高齢者保健福祉施策の推進方策

1. 利用者本位のサービス提供の推進

(1) 介護保険サービスの充実

要介護認定者は今後も増加が見込まれるため、介護や支援が必要な高齢者が、必要なサービスを安心して受けられるよう、介護保険サービスの確保・充実に努めます。

市内のサービス提供事業所を対象としたアンケート調査でも、定員と比較したときの現在の利用者数をみると、「少ない」との回答が多く、サービス提供量の確保は、可能と見込んでいます。このため、実施目標として掲げている必要量は供給量と一致するものです。

居宅介護サービスの充実

要介護高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して介護を受けることができるよう、事業者との連携を強化し、サービス量の確保に努めます。

実施目標

単位:人/年

事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	5,076	5,220	5,376
訪問入浴介護	552	576	588
訪問看護	1,764	1,812	1,860
訪問リハビリテーション	84	96	108
居宅療養管理指導	1,488	1,548	1,620
通所介護	3,936	4,176	4,368
通所リハビリテーション	2,376	2,484	2,616
短期入所生活介護	1,452	1,404	1,476
短期入所療養介護	324	348	348
特定施設入居者生活介護	432	432	468
福祉用具貸与	6,024	6,336	6,636
特定福祉用具販売	144	156	156
住宅改修	96	96	108
居宅介護支援	11,544	12,144	12,756

介護予防サービスの充実

要支援 1、要支援 2 の要支援者に対し、予防給付サービスを提供します。

予防給付サービスについて、事業者との連携によるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう、事業者との連絡、調整を行います。

予防給付対象者が、心身の状況に応じた適切な予防給付サービスを受けることで、要介護状態の悪化防止、改善がなされるよう、地域包括支援センターにおいて予防給付のケアマネジメントを行います。

予防給付の実施にあたっては、利用者及びその家族にサービスの内容や目的について十分な説明を行い、本人の選択と同意に基づくサービス提供となるよう努め、利用者が積極的に介護予防に取り組めるような環境整備に努めます。

実施目標

単位：人

事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	3,924	4,032	4,152
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	312	324	336
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	180	192	192
介護予防通所介護	1,560	1,584	1,656
介護予防通所リハビリテーション	624	648	684
介護予防短期入所生活介護	18	18	18
介護予防短期入所療養介護	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	144	144	156
介護予防福祉用具貸与	1,140	1,200	1,260
特定介護予防福祉用具販売	96	96	108
介護予防住宅改修	72	72	72
介護予防支援	6,060	6,336	6,624

地域密着型サービスの充実

高齢者が要介護状態となった後も、可能な限り住み慣れた地域で、多様で柔軟な介護サービスが受けられるよう、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの「日常生活圏域」を勘案し、地域密着型サービスのより一層の推進に努めます。

第4期において、認知症対応型共同生活介護については、その必要利用定員総数を各圏域27人、計54人と定めます。小規模多機能型居宅介護については、安威川以北1か所、以南1か所に整備を行います。その他のサービスは、実態を把握し、柔軟な対応に努めます。

また、事業者の指定・指導については、「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させ、公平・公正な運営の確保に努めます。

実施目標

単位：人／年

事業名	圏域	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	安威川以北	240	246	264
	安威川以南	240	246	264
	合計	480	492	528
(介護予防)認知症対応型通所介護	安威川以北	483	513	543
	安威川以南	483	513	543
	合計	966	1026	1086
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	安威川以北	0	180	180
	安威川以南	180	180	180
	合計	180	360	360
夜間対応型訪問介護	安威川以北	0	0	0
	安威川以南	0	0	0
	合計	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	安威川以北	0	0	0
	安威川以南	0	0	0
	合計	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	安威川以北	0	0	0
	安威川以南	0	0	0
	合計	0	0	0

必要利用定員総数

単位：人分

事業名	圏域	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	安威川以北	27	27	27
	安威川以南	27	27	27
	合計	54	54	54

施設サービスの充実

介護保険3施設については、利用者を要介護4、5などの重度者に重点化するとともに、居住系サービスとの調整を図りながら、現在の施設でサービス量の確保に努めます。また、個人のプライバシー等への配慮から個室、ユニット型への移行を促進します。介護療養型医療施設については、移行先への円滑な転換を図ります。

実施目標

単位:人/年

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	2,796	2,892	3,000
介護老人保健施設	1,872	1,920	1,968
介護療養型医療施設	144	144	144

(2) 在宅福祉サービスの充実

介護保険制度を補完する制度の充実を図り、在宅での生活を支援していきます。

日常生活支援ヘルパー派遣

けがや病気の高齢者を支援し、生活の支援・介護予防を図ることが期待できるため、今後も引き続き実施していきます。

日常生活支援ショートステイ・ナイトケア

認知症などの要介護者の在宅生活を支えるうえで必要不可欠な事業となっており、今後も引き続き実施していきます。

ニーズが増えていくことが想定されますが、介護保険によるサービス供給と重なるため、サービスの供給のあり方について検討を進めていきます。

日常生活用具の給付(電磁調理器・火災警報機・自動消火器)

認知症高齢者等の失火防止を図り、安心を確保するために、今後も引き続き実施していきます。

紙おむつの給付

現行制度の対象者は、要介護3以上の方（所得制限あり）ですが、要介護2以下や介護認定を受けていない方でも市民税非課税世帯でおむつが必要な方を対象とするよう事業の拡充を実施していきます。

紙おむつ券の給付を受けながら病院に入院され、病院の事情によりサービスを利用することができない場合があるので、還付方式などにより給付が可能となるよう実施していきます。

寝具乾燥・丸洗いサービス

ひとり暮らし高齢者の保健衛生の向上を図るために、今後も引き続き実施していきます。

ふれあい配食サービス

高齢者の自立支援だけでなく安否確認の効果もあることから、今後も引き続き実施していきます。

夕食に対するニーズが高まることが想定されることから、サービスの供給のあり方について検討を進めていきます。

(3) 利用者支援方策の推進

介護保険制度がはじまって以来、介護サービスの利用者は年々増加し、制度については市民の間に浸透してきたといえます。しかし、一方で、介護保険制度だけでなく、様々な保健・福祉の制度改正が行われ、制度内容の周知が不十分であるといった声も多く聞かれます。介護・保健・福祉に関する必要な情報を高齢者ご本人やその家族に、わかりやすく提供し、必要なサービスの利用に結び付けていくことが重要です。

また、地域包括支援センターの地域への一層の定着を進める事も課題となっています。高齢者本人や家族、地域住民の「きづき」を、保健・福祉・介護サービスやボランティア活動などに「つなぎ」、地域と関係機関の「きずな」が生まれるよう、相談支援機関の連携と体制の充実を図ります。

制度周知等の推進

「広報せつつ」への掲載をはじめ、ホームページによるタイムリーな情報提供、各種通知文書発送時における説明文の同封、説明冊子の作成・配布、出前講座の実施など、様々な機会をとらえた周知・啓発を行います。文章や媒体については、障害のある方や外国人の方へもわかりやすいように配慮するとともに、テレビやラジオについては重要な情報源となっていることから、今後の地上波デジタル放送への対応も検討します。

地域の身近な情報源となっている、かかりつけ医やケアマネジャー、地域活動関連団体との一体的な連携のもと、情報の入手及び提供に努めます。また、介護保険事業者連絡会への情報提供に努めます。

相談支援体制の充実

地域包括支援センターを介護・保健・福祉に関する総合相談窓口として、市の各課や保健所、医療機関、介護保険事業所、警察などの関係機関、民生児童委員、校区福祉委員会、老人クラブ、ボランティア団体などの市民活動との連携を強化し、地域全体で高齢者が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

介護サービス利用に関する相談や苦情は、各サービス事業所に担当者を配置して受け付けるほか、居宅介護支援事業者や介護保険課、大阪府国民健康保険団体連合会で、解決に向けた対応を行います。

また、市内の入所及び通所施設には、市が委嘱した介護相談員を定期的に派遣し、利用者の不安の解消を図るとともに、介護サービスの質の向上のために、引き続き活動していきます。

障害のある方に対する相談支援については、大阪府が作成した冊子「障がい者の介護保険利用について」などを活用し、関係機関が連携を図りながら、個人の特性に応じた配慮に努めます。

また、外国人の方からの相談にも適切に対応できるよう、関係各課との連携を図ります。

利用者負担の軽減策

利用者負担の軽減策として、高額介護サービス費の支給や、居住費及び食費の負担額の軽減措置（特定入所者介護サービス費）があります。また、特に生計が困難な方には、社会福祉法人による負担軽減制度があります。

制度周知に努めるとともに、国に対して、生活困窮者の介護サービスの利用促進を図るための抜本的な対策が講じられるように求めています。

(4) 介護サービスの質の向上

介護保険サービスが、高齢期を支える基礎的な社会システムとして定着する一方で、サービスの利用の増加に伴い介護保険に関する費用も年々増加を続けています。サービス利用が拡大していくなかで制度の持続可能性を図るためには、サービスを必要とする利用者を適正に認定したうえで、必要とするサービスを適切に提供するように促すことが必要となります。

保険者として介護保険事業の適正な運営が図れるように事業者に対する指導・助言とともに、事業者との連携や支援を進め、介護サービスの質の向上に取り組んでいきます。

サービス事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図り、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう、大阪府と連携を図りながら、実地指導への市職員の同行などにより、事業者に対する助言を行います。

地域密着型サービスについては、市に指定・指導権限があることから、集団指導で関係法令等の遵守を呼びかけるほか、年1回、市独自の実地指導を行い、適切な指導に努めます。

また、事故や食中毒、感染症などが発生した場合は、速やかに報告を求め、利用者の安全確保と再発防止に努めるよう、助言・指導を行います。

利用者の自己選択を支援するため、事業所による「WAM - NET(ワムネット)」の利用促進が図られるよう、助言を行います。

ケアマネジャーへの支援

利用者のニーズに応じ、自立を支援するための適切なケアマネジメントが行われるよう、情報提供や助言を行うほか、介護保険事業者連絡会の部会活動を支援するなど、ケアマネジャーの資質の向上に取り組めます。

また、地域包括支援センターにおいては、包括的支援事業として実施する支援困難事例への相談・助言や関係機関等との連携などを通じ、ケアマネジャーに対する支援に取り組めます。

適切なサービス事業者の指定

地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定にあたっては、「摂津市地域密着型サービス運営委員会」による公平・公正な審査を行い、良質なサービスを提供する適切な事業者を選定します。

利用者の苦情、相談への対応

サービス利用者からの相談、苦情に迅速に対応し、利用者と事業者間の調整や事業者への指導等を行います。

障害のある方や外国人の方にも配慮し、苦情や相談に適切に対応できるよう、関係各課との連携を図ります。

福祉サービス第三者評価事業の推進

事業者自身によるサービスの質の向上を促進するため、「福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪」が実施している福祉サービス第三者評価事業について、広報啓発等により事業の普及を図ります。

事業者による情報公開の推進

介護サービス事業者に対して情報の公表を義務付ける「介護サービス情報の公表」制度の普及促進を図ります。さらに、利用者による事業者選択を通してサービスの質の向上が図られるよう努めていきます。

2 . 健康寿命の延伸に向けた施策の推進

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

糖尿病や脳血管疾患等の生活習慣病が要介護状態となる一つの大きな要因となるなど、生活機能の低下は、若い頃からの生活習慣と密接なかかわりがあります。「健康せつつ21」、「摂津市特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の予防や各種健康づくりにより、健康寿命を延ばす施策を推進します。

生活習慣病の予防

市民を対象に生活習慣病の一次予防（早期発見）のために特定健康診査やその他健診を実施し、その健診結果に基づいて栄養、運動や禁煙等の生活上のアドバイスや健康管理に関する正しい知識の普及、また、適切な医療の受診勧奨をすることなどにより自らの健康管理についての意識の高揚を図っています。

また、高血圧・脂質異常・高血糖等のいわゆる生活習慣病の予備群の方に対しては、特定保健指導等を実施し、生活習慣の改善への支援を行います。

平成20年度から各医療保険者に義務付けられた特定健康診査については、保健センターや医療機関において実施し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に注目した健診内容となっていますが、要介護状態の原因となる脳血管疾患や心疾患、腎疾患など広く生活習慣病の予防についての取り組みも推進します。

歯周疾患の予防

口腔の健康は、全身の健康への影響が大きいことが明らかになっていることから、歯の喪失予防及び高齢者の健康状態と生活機能の向上、そして在宅療養者の口腔の健康を保つために、歯周疾患健診や高齢者の訪問歯科健診を引き続き実施します。

がん検診の受診率向上

各種がん検診の受診の必要性について広報啓発に努めるとともに、受診機会を増やすなど受診者の視点に立ったきめ細かなサービスを提供することで、受診率の向上を図ります。

また、検診の精度管理を充実し、精密検査の受診率向上をめざします。

健康教育

生活習慣病の予防やその他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に向けて取り組んでいきます。がん、脳血管障害、心臓病、肝機能障害など、様々な疾病の予防や、ウォーキング、食生活改善など健康増進に関するテーマでの講演会や、身近な場所に出向いてのミニ講話などを実施します。保健指導のあり方については、国による生活習慣病対策についての検討を受けて見直します。

健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、対象者が自らの行動や生活習慣を見直し、実践に到る行動変容のきっかけづくり及び健康づくりにつながるよう、健康相談窓口の開設や電話相談などを実施します。

機能訓練

介護保険制度の地域支援事業との整合を図りながら、心身の機能の維持・回復を目的に、通所型の機能訓練と地域に出向いて行う地域参加型の機能訓練を引き続き実施します。

訪問指導

健康診査の結果、受診勧奨や生活指導が必要と判断された方や、特定保健指導の個別支援対象者等に対し、関係機関との連携を図りながら対象者のニーズに応じた保健指導に努め、生活習慣病予防や介護予防につなげます。

(2) 必要な医療サービスの確保

健康寿命を延ばし、QOL（生活の質）を高めるには、保健医療サービスを適切に受けられる仕組みが必要です。このために、低所得者や医療ニーズが高い障害を持つ高齢者への医療費助成制度、かかりつけ医制度の推進などにより必要な医療サービスの確保に努めるとともに、持続可能な制度となるように、適正な受診の促進を図っていきます。

老人医療費の助成

老人医療費の助成制度については、一定所得以下の方を対象に実施してきましたが、大阪府の制度変更で平成 16 年 11 月から 5 か年の経過措置をもって廃止されました。

本市においては、低所得の方（単身の方の場合、年金収入 80 万円以下）を対象に引き続き本制度を実施しています。

また、一部負担金相当額等の一部助成として、主に 65 歳以上の方のうち大阪府の制度では身体障害者手帳 1・2 級を所持している方などとなっていますが、本市では 3 級及び 4 級の一部などに拡大して実施しています。

高齢者及び障害のある高齢者の医療保障を図るために、両制度とも引き続き独自制度として実施していきます。

かかりつけ医の推進

自分の身体の状況をよく知っている「かかりつけ医」を持つことは、健康管理上大切なことです。かかりつけ医は、在宅医療の機能としての往診や病気の診療に最も適した専門医・病院との連携、日常の健康管理への助言などにより高齢者の生活を支援する役割を担います。

市では、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の推進に取り組みます。

医療受診の適正化

生活習慣病予防は、医療費の適正化の観点からも必要であるため、生活習慣病の予防や運動習慣の啓発、バランスの取れた食生活の定着などを図ります。

また、高齢者の保健医療制度や医療費助成制度について周知を図るとともに、医療費通知を行うことにより、受診状況の確認、点検をし、認識を深めてもらうことで受診の適正化を図ります。

(3) 生きがいづくりへの支援

高齢期においても住み慣れた地域社会で、充実した心豊かな暮らしを送るためには、元気な高齢者の方々が、その豊富な経験や能力を活かしながら、様々な社会活動、生涯学習やスポーツ活動等へ積極的に参加し、生きがいを持って生活していくことが重要です。

高齢者の社会活動、生涯学習、地域活動を行うことができる環境の充実に努めます。また、各種活動や養成講座が有効に地域で活用されるよう、各種講座等においてスタッフとして参加してもらおうなど、地域における活躍の場を提供し、生きがいづくりへとつなげる工夫を行っていきます。

老人クラブへの支援

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブは、社会奉仕活動、研修会の開催、ニュースポーツの振興などの事業を中心に幅広い活動を行っています。

また、介護予防や健康づくりの取り組みを通じて地域福祉活動の推進に貢献しています。

今後も高齢者自身が様々な活動に携わることにより、健やかに社会生活を送ることはもとより、友愛訪問活動をはじめ地域で支援を要する高齢者の生活を支える活動が活発に行われるよう必要な支援をしていきます。

シルバー人材センターへの支援

シルバー人材センターでは高齢者がこれまで培ってきた知識と経験を活かして、小学校での課外教室（わくわく広場）に積極的に参画し、子どもたちとの世代交流を図ったり、「こども 110 番」への協力、新入会員による公園の落ち葉清掃などの奉仕活動を行うなど地域貢献の取り組みを進めています。

今後もシルバー人材センターが会員の拡充と就業先の開拓を図り、社会に貢献する取り組みを推進することができるように支援していきます。

高齢者ボランティアの育成

高齢者人口が増加するなか、地域における健康づくり、介護予防など、住民一人ひとりの支えあいによるまちづくりがますます重要になっていることから、高齢者自身によるボランティア活動を推進するために、社会福祉協議会等と連携しながら、ボランティアの育成に努めます。

生涯学習活動の充実

これまで大阪府が実施してきた「高齢者大学アクティブシニア講座」や「シルバーアドバイザー養成講座」が平成 21 年度から取りやめとなり、代わって講座修了生を中心に設置されたNPO法人が講座を実施することになりました。受講生の募集など市としても協力していきます。ふれあいの里とせつつ桜苑の老人福祉センターで実施してきた「いきいきカレッジ(老人大学)」についても、内容の見直しや修了生の学習の機会の確保などについて検討を行っていきます。

今後も本年度新たに開設された「生涯学習大学」や公民館活動において高齢者を対象とした学習の機会を充実するとともに、高齢者と子どもたちなど世代を越えたふれあいの機会を設け、次世代育成等、幅広い施策を視野に入れた生涯学習活動を展開します。

また、地域での身近な場所で学習できる制度として、「まいどおおきに出前講座」を引き続き実施します。

スポーツ活動の充実

高齢者のスポーツ活動を支援するために、市内に3か所のゲートボール場を整備しています。今後も老人クラブなどと連携して「ニュースポーツのつどい」等、高齢者の参加しやすいスポーツ活動の場の提供に努めます。

また、ツール・ド・大阪 せつつウォーキングコースを活用した事業等、高齢者が気軽に健康づくりを行うことができる環境整備に努めます。

3 . 地域支援事業の推進

地域支援事業は、介護予防特定高齢者施策と介護予防一般高齢者施策、ケアマネジメントや相談事業等を含めた、地域における総合的な介護予防を推進することを目的としています。

本市では、軽度の要介護高齢者の状態の維持や改善を目的として、介護度の悪化予防を重視したサービス提供がなされるよう、市直営の地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを実施しています。

また、地域支援事業に参加された方々が、引き続き介護予防に取り組むための受け皿として、自主活動グループづくりの支援をはじめ、すでに地域で自主的に活動されている団体やNPOなどの協力機関と連携・協働し、介護予防事業の地域展開を拡充します。

(1) 介護予防特定高齢者施策

特定高齢者把握事業

特定高齢者把握のための「生活機能評価」は、摂津市では、市内の医療機関または摂津市保健センターで行う「特定健康診査」及び「長寿医療健康診査」と同時に実施する方法をとっています。

健康診査と同時に実施している生活機能評価によって把握される特定高齢者に限らず、成人歯科健診による有所見者や民生児童委員等の協力を得て、生活能力の低下がみられる方や閉じこもりがちな方等幅広く対象者を把握する工夫を行っていきます。

実施目標

実施区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受診人数(人)	2,300	2,740	3,466
把握(決定)人数(人)	662	687	742
高齢者人口割合(%)	5.0	5.0	5.0

通所型介護予防事業

特定高齢者として決定した方を対象に、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援するために、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに沿って、事業を実施します。

特定高齢者として決定した方以外にも、施策への参加によって効果が得られると判断した方を対象とすることが介護予防事業の目的に合致するものと考え、事業展開を図ります。

事業内容は、運動器の機能向上、栄養改善、口腔ケアなどのプログラムを12回1クールとした「お達者介護予防教室」を、保健センター、社会福祉事業団に委託して実施します。さらに、参加者の増加にあわせて、民間法人やボランティア団体などに協力を求めて新たな実施主体を探したり、地域福祉活動拠点の活用を進めるなど、実施場所の拡大に努めます。

実施目標

実施区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施か所数(か所)	3	4	5
参加人数(人)	180	240	300
高齢者人口割合(%)	1.2	1.5	1.7

介護予防特定高齢者施策評価事業

「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」を設定し、厚生労働省による「地域支援事業実施要綱」に沿って、達成状況を検証しながら事業の評価を実施し、実施方法などの改善を図っていきます。

介護予防特定高齢者施策の効果による要介護認定者数の目標値

実施区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援・要介護 1 の認定者数(人)	1,001	1,046	1,094

(2) 介護予防一般高齢者施策

介護予防普及啓発事業

地域において介護予防のための自発的な活動を広めるための取り組みとして、「摂津みんなで体操三部作」を活用して、地域活動やデイサービス、趣味の活動での取り組み促進や、イベントによる普及啓発、老人クラブ、各種サークルなど既存のグループでの啓発を継続するほか、「お達者介護予防教室」の修了生や各種講座・イベントの参加者をグループ化する指導者の派遣や用具・ビデオの貸出など、新規グループへの啓発・支援の活動も積極的に行います。

また、楽しみながら介護予防と健康づくりに関心を持ってもらうための各種講座・イベントを、公民館や関係機関と連携して、できるだけ市民に身近な場所で開催します。

介護予防に役立つ知識の普及活動としては、介護予防の方法を紹介するパンフレットを配布したり、講座などを開催します。

地域介護予防活動支援事業

介護予防の普及啓発に関するボランティアなどの人材育成や地域活動の支援として、地域で認知症の人や家族を支える体制づくりのための「認知症サポーター養成講座」を実施したり、「摂津みんなで体操三部作」の普及活動に協力していただくボランティアグループなどへの支援を行います。

また、認知症高齢者及びその介護者などへの支援に関して助言をいただく「地域介護予防活動支援アドバイザー」についても、引き続き、大阪人間科学大学との地域連携の一環として、同大学の専門家に委嘱します。

介護予防一般高齢者施策評価事業

厚生労働省による「地域支援事業実施要綱」に沿って、達成状況を検証しながら事業の評価を実施し、実施方法などの改善を図っていきます。

(3) 包括的支援事業

介護予防ケアマネジメント事業

特定高齢者に対する介護予防ケアマネジメント業務は、介護予防事業への参加を促し、教室参加の前後において、目標の設定や評価を行います。教室での成果の維持・継続のために、地域での健康づくりグループを紹介するなど、働きかけを行います。

要支援認定者に対するケアマネジメントでは、介護保険サービスに限らず介護保険以外のサービスや地域におけるインフォーマルサービスの紹介調整を行い、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることをめざします。

総合相談支援事業・権利擁護事業

本人、家族・親族、ケアマネジャー、民生児童委員などからの、介護保険サービスや福祉サービスの利用のほか、生活上の相談、虐待に関する相談、介護方法に関する相談など多岐にわたる相談に対して、心身の状況や生活の実態、必要な支援などの的確な状況把握と、保健・医療・福祉にかかわる幅広く適切な情報提供に努めます。

障害のある高齢者や在日外国人の高齢者の相談にあたっては、障害種別による特性など一人ひとりの状況に応じたきめ細かな配慮がなされ、訪問による相談活動を促進し、適切なサービス利用などの支援につながるように努めます。

また、情報提供や助言のほか、関係機関と連携を図り、専門的・継続的・計画的な支援を行うとともに、地域における関係者とのネットワークの強化・充実に努めます。

包括的・継続的マネジメント事業

ケアマネジャーとの連携については、「摂津市介護保険事業者連絡会」が開催するケアマネジャー部会活動に地域包括支援センター職員が参加しているほか、随時、困難事例などの相談を受け、対応方法について一緒に検討し、助言するなどの支援を継続します。また、ケアマネジャーが関係機関と連携が図れるような体制整備を進めます。

また、医療機関の相談員などとの連携を図り、入院中から退院後の生活についての相談支援を行う体制の整備を図ります。

(4) 任意事業

介護給付等費用適正化事業

介護保険サービス利用者に対し、介護給付費の額及び利用回数等の実績を通知することにより、介護保険サービスが高齢者の自立支援に役立つよう本来の目的に沿った形で提供されることを促進するとともに、介護保険事業の適正な運営を図ります。(詳細は91ページに記載)

介護用品給付事業

在宅で寝たきりの高齢者の経済的負担や介護者の介護負担軽減を図るため紙おむつ等を支給しており、今後も継続して実施します。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症等によって判断能力が不十分な方を支援するための制度で、家庭裁判所で決定された保護者が本人のかわりに契約を行ったり、財産の管理を行ったりして権利を保障していくというものです。この制度には、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3種類があり、援助の内容もそれぞれ異なります。

介護相談員派遣事業

介護サービスに対する疑問や不安の解消や介護サービスの質の向上につなげるため、第三者である介護相談員をサービス提供事業者へ派遣し、利用者の声を事業者へ橋わたします。

4 . 地域におけるケア体制の整備推進

(1) 地域包括支援センターと地域における社会資源の充実

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要です。

地域包括支援センターの円滑な運営を通じて、地域の高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための必要な援助、支援を包括的に行い、現行の高齢者保健福祉サービスを充実するなかで地域ケアを総合的に推進します。

また、急速な高齢化が進むなか、それに伴って生じる地域の様々な課題を解決していくためには、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け、意欲ややりがいを持って自主的に行動を起こすことが重要です。

具体的には、平成 19 年 2 月に発足した「高齢者虐待防止ネットワーク」を「地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク」に再編し、虐待防止に加えて地域においてひとり暮らしや高齢者のみの世帯などの安否確認、認知症高齢者やその家族への支援、介護予防を推進する体制づくりを課題としたネットワークの拡充を図ります。ネットワークには、社会福祉協議会（校区福祉委員会）、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会などの各種団体で構成された代表者会議のもとに校区福祉委員会を単位とした地域別会議を設置し、各種団体の地域組織も地域別会議に参画し、協働していくような取り組みをめざします。

地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターについては、高齢者やその家族にとっての身近な相談窓口となるとともに、「地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク」の中核となり、地域に根ざした包括的・継続的な支援を行う機関として機能するよう、他機関・組織との連携や運営体制の強化に努めます。

また、パンフレットの送付等のPR活動や、親しみやすい名称を付けるなど、地域包括支援センターの周知に努めます。

本市の場合、地域包括支援センターは市の直営により運営しており、「摂津市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、引き続き地域包括支援センターの運営評価等を行っていきます。

現在、地域包括支援センターは市役所の地域福祉課の中に設置していますが、平成24年4月には市民プール跡地に市営住宅が建設されるのに伴い、同じ敷地内に（仮称）地域福祉活動支援センターとして社会福祉協議会やボランティアセンターとともに移転することになっています。

摂津市地域包括支援センターの概要

名称	摂津市地域包括支援センター
設置場所	摂津市役所地域福祉課内
専門職の配置	・社会福祉士 ・主任ケアマネジャー ・保健師等
主な業務	総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的・継続的マネジメント支援業務 介護予防ケアマネジメント業務

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）との連携

平成18年度から中学校区単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、援護を要する高齢者等の相談を受けて、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等を行うとともに、地域の福祉関係者との協働で地域健康福祉のセーフティネットの構築に努めています。

公民館等での出張相談や介護予防を中心とした自主グループの育成などに成果をあげてきており、今後は地域包括支援センターとの連携を強め、地域ケアシステムのネットワーク形成に向けて一体的な取り組みを行っていきます。

在宅生活を支える多様な担い手の確保

「地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク」のもとで、小地域ネットワーク活動、ボランティア活動、地域住民活動との連携により、虐待や認知症高齢者の把握に努めるとともに、高齢者や介護家族の話し相手、日常の簡単な家事・手伝いなど、高齢者の在宅ケア体制づくりを進めます。

特に、今後、団塊の世代が高齢者になるため、関係団体と連携した広報活動等により、地域社会への積極的な参画促進に努めます。

介護予防事業の一般高齢者施策や認知症サポーター100万人キャラバン等の啓発事業を積極的に活用し、養成された人々の自主組織化の促進や活動の場の確保につながる施策の展開を図ります。

地域における社会資源の整備

地域の様々な課題を地域住民自らがその解決に向けて自主的に活動していくためには、地域における相談活動や事業を実施するための使い勝手のよい社会資源（施設）が必要です。

本市では「地域福祉計画」に基づいて地域福祉の圏域である小学校区に一拠点を目標に地域福祉活動の拠点の整備を進めています。平成18年度には別府小学校区で整備、平成19年度には鳥飼西小学校区で整備するとともに、従前から設置されていた味舌小学校区の拠点の増築を行いました。

各施設においては、サロン活動をはじめ介護予防を中心とした様々な取り組みが行われており、今後も当面中学校区単位での整備を優先して事業を進めていきます。

社会貢献事業との連携

大阪府社会福祉協議会老人施設部会の実施する社会貢献事業の社会貢献支援員等と連携し、制度のはざままで生活に困難をきたしている方や要介護者等の問題解決を図ります。

(2) 地域における支援ネットワークの発展強化

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、地域で安心して生活を送ることができるように、高齢者を地域全体で支える地域ケア体制をつくることが重要です。

地域包括支援センターを地域の核として、地域ケアにかかわる多様な組織・機関の人的及び情報のネットワークづくりを促進していきます。

専門職ネットワークの推進

住み慣れた自宅や地域において療養を望む人は多く、今後在宅医療に関するニーズはさらに増大、多様化が予測され、医療と介護の連携はますます重要になります。

地域包括支援センターでは、病院から退院する高齢者が在宅療養に円滑に移行し、途切れることなく一貫して適切な医療・介護サービスが提供されるよう、また、かかりつけ医からの早期の相談連絡により、適切な介護サービスが提供できるよう病院や地域の医療機関、ケアマネジャーをはじめとする介護保険サービス事業者とのネットワークづくりに努めます。

地域におけるネットワークの強化

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるためには、高齢者自身とその家族等介護者を支援していくことが大切です。そのためには、高齢による心身の機能低下や認知症、障害など支援が必要な状態について正しい知識を持ち、適切に対応することが重要となります。

地域で日常的に高齢者を見守っている民生児童委員や校区福祉委員など地域の関係機関はもとより、学校、企業、施設などの団体や郵便局、新聞販売店などとも情報が得られやすいよう連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

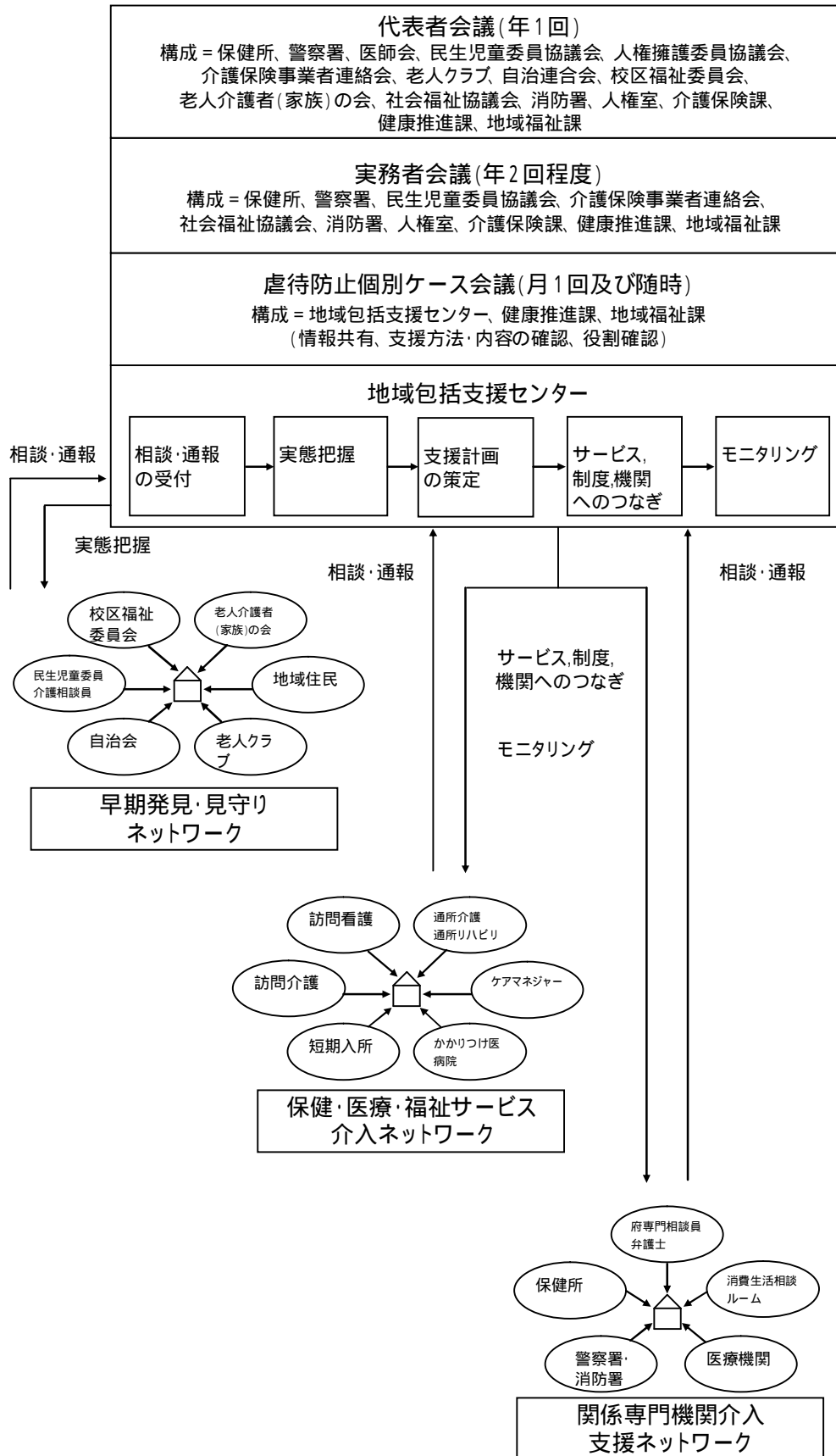
高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者虐待の防止、早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、地域における関係団体、関係機関等との連携が重要です。高齢者虐待についての正しい知識の普及・啓発を図り、共通の認識を持ち、対応ができるような取り組みが必要です。

平成 19 年 2 月に発足した高齢者虐待防止ネットワークを中心とし、日常的に高齢者の様子などを見守っている民生児童委員や校区福祉委員などの「早期発見・見守りネットワーク」や、ケアマネジャーや介護保険サービス事業者における「保健・医療・福祉サービス介入ネットワーク」、また、弁護士、警察、医療機関などの「関係専門機関介入支援ネットワーク」など関係機関と連携体制を整備します。

また、緊急的な対応が必要な高齢者については、緊急ショートステイや対応施設の確保や、やむを得ない措置など、各種体制整備を図ります。

■高齢者虐待防止ネットワーク



5 . 高齢者の安心ある暮らしの実現

(1) 高齢者の居住ニーズに対応した住まい（住宅、居住施設）の供給

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、安全で住みやすい住宅の確保が重要です。高齢期における心身機能の変化に対応して、自宅を住みやすく改修することや、高齢者の入居を拒否しない住宅の普及等を促進します。

また、高齢者がまちのなかで安全に移動し、快適に行動ができるように、使いやすい施設の整備や移動しやすい歩道の整備などバリアフリー化を推進します。

市営住宅の建て替え

平成 24 年 3 月末竣工をめざし、市民プール跡地に烏飼野々団地と鯉生野団地の建て替えを進めています。居住者の高齢化に伴うバリアフリー化と居住水準の向上、地震等災害に対する安全性の確保と快適な住環境を整えていきます。また、同敷地内に社会福祉協議会や地域包括支援センターが入る(仮称)地域福祉活動支援センターを整備し、居住者や地域住民の福祉の向上に努めます。

適切な住宅改修の促進

自宅を安全で暮らしやすくするための段差解消、手すりの設置等の介護保険の住宅改修について、利用を促進します。利用者の身体状況に応じた改修を行うため、保健センターの作業療法士・理学療法士による訪問相談を実施します。また近年、悪質なリフォーム業者によるトラブルが増えていることから、住宅改修をする際は、必ず事前にケアマネジャーや市に相談するよう、利用者に周知します。

住宅改造費用の助成

介護保険の住宅改修の給付で賄えない場合や対象外となる場合に、費用の助成を行い、住み慣れた家でできるだけ長く生活できるよう支援します。

高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成

高齢者の住居を確保するため、低所得の高齢者世帯への家賃助成を今後も引き続き実施していきます。

高齢者円滑入居賃貸住宅事業の促進

高齢者が円滑に入居し、安心して生活できる賃貸住宅を整備するために、大阪府では、「高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度」を導入しています。

市においても、この制度について市民に周知するとともに、事業者の登録を促進するよう働きかけていきます。

バリアフリーのまちづくり促進

「摂津市交通バリアフリー基本構想」で重点整備地区に設定した阪急正雀駅とJR千里丘駅及びその周辺地域については、駅舎のバリアフリー化などの進展をみる事ができました。本市では今後も阪急電鉄の新駅整備と併せた南千里丘まちづくりやJR吹田操車場跡地利用の事業が予定されており、事業化にあたってはバリアフリーのまちづくりを進めます。

また、身体の機能が低下した場合でも、健康な人と同じように外出し、公共施設の利用、日常的な活動や社会参加活動が行えるよう、施設や道路等の環境整備に努めるとともに、「大阪府福祉のまちづくり条例」に則り、施設建設時等に適切な建築指導を行っていきます。

高齢者の移動支援策の充実

自力での移動が困難なために外出できず、それが原因となって閉じこもりや要介護状態となる例がみられます。

このため、外出が困難な高齢者が通院等の際に車いす用自動車で送迎する高齢者移送サービス（平成20年10月より無料化）を引き続き実施するとともに、介護予防の観点からも高齢者の移動をきめ細かにサポートするための支援策を充実します。

養護老人ホーム等への入所

概ね65歳以上の人で環境上の理由及び経済的理由において、家庭において養護を受けることが困難な方が入所する養護老人ホームは、入所者数は微増のままで推移すると見込まれ、長期間の待機者もないため、現在の1施設（定員）のままで新たな整備の必要性は見込まないものとします。

軽費老人ホーム（ケアハウス）についても、現在の1か所（定員50人）のままで新たな整備の必要性は見込まないものとします。

(2) 災害時における高齢者への支援

災害時の援助については、要援助者の対象を明確にし、災害が起こった場合の安否確認方法や体制、避難誘導方法、避難者への支援内容等それぞれの役割分担を詳細に決めておく必要があるため、総務防災課、消防、福祉事務所、民生児童委員などの連携による対応を進めます。

また、「地域防災計画」、「地域福祉計画」との整合性を図り、災害時に地域で支えあう仕組みづくりに努めます。

(3) 見守りサービスの確保

ひとり暮らしや夫婦のみ世帯等の高齢者が増加している状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、安否確認や緊急時の対応、生活相談等の見守り体制の確保、日常生活における状態の変化の把握、専門機関との連携など、地域におけるセーフティネットの構築に向けた取り組みが必要です。

緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの高齢者の安全確保のために設置している緊急通報装置について、今後も引き続き実施していきます。

愛の一声訪問（乳酸菌飲料の配布）

ひとり暮らしの虚弱な高齢者などの孤立感の解消と安否の確認を図るため、今後も引き続き実施していきます。

日常生活用具の貸与（福祉電話）

低所得の高齢者の連絡手段を確保するため、今後も引き続き実施していきます。

高齢者見守り訪問・支援（ライフ・サポーター事業）

現在は、ひとり暮らし高齢者を対象としていますが、高齢者夫婦のみの世帯等訪問対象を拡げるとともに、安否確認や必要に応じた相談活動に加えて、閉じこもり防止のために「いきいき通所事業」の勧奨など広く生活全般を支援していくライフ・サポーター事業として取り組めるよう、対応していきます。

6 . 高齢者の尊厳と自立支援

(1) 高齢者虐待防止の取り組みの推進

高齢者虐待は「介護疲れ」「経済的困窮」「高齢者本人と虐待する側の間関係」など様々な背景から増加しています。高齢者の人権を守るために、虐待防止、早期の発見から対応まで、関係機関との連携を図り、体制整備を行い、高齢者虐待が起これないまちづくりをめざします。

高齢者虐待防止のための取り組み

高齢者虐待防止パンフレットの配布や虐待防止に関する講演会の開催等を通じて、高齢者虐待防止を広く市民に呼びかけます。また、要介護高齢者のケアに携わるケアマネジャーや介護保険サービス事業者に対しても、事業者連絡会等を通じて研修会等を開催し、高齢者虐待についての共通理解を深め、資質の向上に努めます。

また、高齢者虐待防止ネットワークを中心に、地域の関係機関による「早期発見・見守りネットワーク」、介護保険等事業者による「保健・医療・福祉サービス介入ネットワーク」、専門機関による「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築を進めます。

施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組み

高齢者介護に携わる者全てが、「人権」と真剣に向きあい、全ての利用者の尊厳ある暮らしを提供する施設・事業所づくりに努められるよう、「大阪府身体拘束ゼロ推進標準マニュアル」を活用し、「尊厳ある暮らしを支えるケア」、「利用者本位」、「自己決定」、「自立支援」、「思いや要望を代弁する仕組み」などの観点から介護の向上をめざす取り組みを施設・事業所に求めていきます。

(2) 高齢者の閉じこもり・孤立死防止

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者が増加する一方、都市化の進展等に伴い、地域のコミュニティー機能が低下し、隣近所との人間関係のつながりが弱くなってきています。

このようなことから、高齢者が地域社会から孤立して生活することが増え、その結果、高齢者の孤立死は年々増加しています。地域の見守り体制の拡充や専門職との連携・協力体制づくりに取り組むなど、より一層、積極的な対応が必要とされています。自立の方や軽度の認定者を対象とした柔軟なサービスを提供できるように、住民団体や地域とも連携しながら取り組んでいきます。

いきいき通所事業（ふれあいサロン・ふれあいいりハサロン）

校区福祉委員会が中心となり実施している事業で、高齢者が気軽に集まって様々な楽しい企画を通して親睦を深めあうことができる場となっています。全小学校区で開催されており地域に根ざした活動となってきています。今後も継続して実施していけるよう支援していきます。

街かどデイハウス

高齢者の自立生活を支え、地域住民による介護予防事業などの福祉活動の拠点として、住民団体が今後も実施できるよう必要な支援を行うとともに、新規設立の希望があった場合は、地域性や実施団体の適性なども考えて事業を展開していきます。

(3) 人権、権利擁護の推進

判断能力が十分でない認知症高齢者等は、必要なサービスを自ら選択し、契約することが困難な場合があります。このため、必要な介護サービスを受けることができなかつたり、近年では悪質商法の被害にあつたりする例が増えており、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域権利擁護事業）などの利用を促進する必要があります。

また、高齢者の人権を守るために、虐待の防止や早期発見・早期対応ができるよう、地域住民や関係機関との連携を含めた体制整備を行う必要があります。

成年後見制度等の普及啓発

地域包括支援センターを中心に、成年後見制度等に関する相談や情報提供、また、成年後見制度利用のための支援を行い、制度の利用促進を図ります。

また、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業（地域権利擁護事業）についても連携をとり、高齢者の権利擁護に取り組みます。

成年後見制度に係る市長申立制度の活用

成年後見等の申立を行う親族がいない認知症高齢者等の権利を守るために、市長申立の制度を活用します。また、申立制度を活用するうえで費用の支払が困難な高齢者のために、申立費用の助成や後見人利用費用の助成を行います。

消費者被害の防止

悪質な訪問販売や振り込め詐欺や、高額な住宅リフォームを契約させられるなど、悪質商法などの被害にあう高齢者が増えています。特に、ひとり暮らしで周囲に相談できる人がいない人、認知症などで判断能力が十分でない人が対象になることが多くみられます。消費者生活相談ルームとの連携や成年後見制度の利用にあわせ、地域での見守りや早期発見・対応のネットワークづくりを進めます。

（４）認知症高齢者支援の推進

認知症は加齢とともに増加する疾病であり、その症状により、支援や介護が必要となります。一方で、発症しても早期の適切なケアや治療により進行を緩やかにしたり、原因疾患を治療することにより改善することができます。認知症になってもその人らしさや能力が発揮できるよう、地域ぐるみでの支援が求められています。

認知症の早期発見・早期対応

認知症高齢者に早期から適切な支援、対応が行えるよう、早期に相談できる支援体制の周知を行います。

また、地域のかかりつけ医と専門医とのネットワークの構築や地域包括支援センターやケアマネジャーなどの関係機関との連携を図り、認知症の早期対応を支援する仕組みをつくります。

地域支援事業認知症予防プログラムを実施する等により、認知症予防を図ります。

認知症対応型介護サービスの充実

認知症の高齢者が安心して地域で生活できるよう、認知症高齢者に対応した共同生活介護（グループホーム）や通所介護は、第3期計画期間を通して利用者数は計画値を上回るような高いニーズがあり、今後も介護サービスを充実するとともに、ボランティアなどによる認知症高齢者の話し相手や相談の場として、サロン活動などを活用していきます。

家族や介護者への支援

地域包括支援センター等を中心に、認知症について高齢者やその家族が気軽に相談できる窓口を整備し、市民に広く周知します。

介護による身体的・心理的負担がとりわけ大きい認知症高齢者の家族に対して、介護者同士の交流会や介護者教室の開催等により支援を行います。

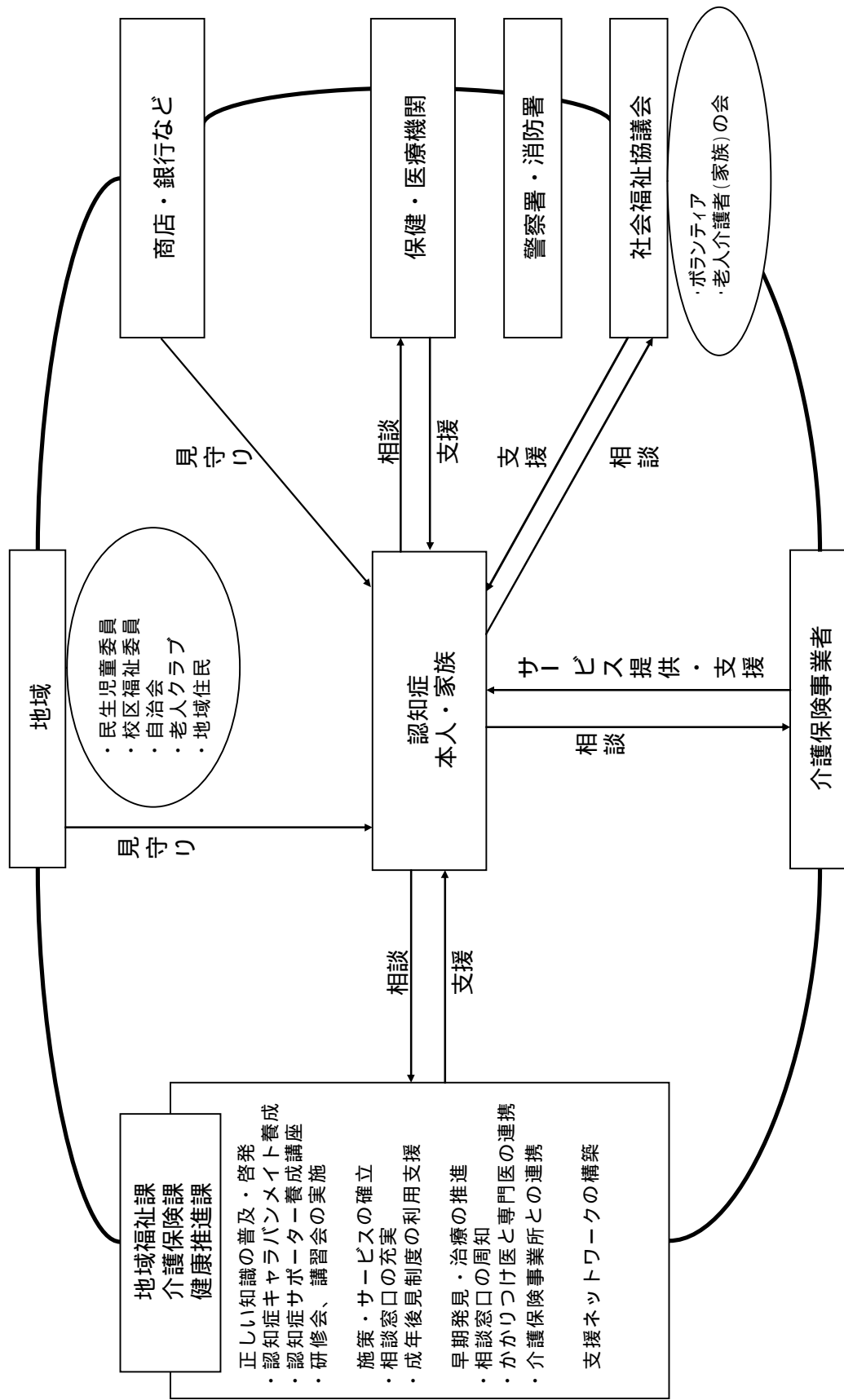
認知症サポーター100万人キャラバンへの取り組み

平成17年度から厚生労働省では「認知症を知り地域をつくる10カ年」キャンペーンを開始しています。キャンペーンの一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を多数養成し（全国で5年間に100万人を養成することが目標）、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手によってつくっていくことをめざしています。

認知症サポーターを養成するためには、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える講師役（「キャラバンメイト」）をまず養成する必要があります。

摂津市においてもキャラバンメイトの養成を積極的に行い、地域や職域・学校などと協働しながら「認知症サポーター」を継続的に幅広く、ひとりでも多く養成していきます。

■ 認知症高齢者支援の取り組み



7. 介護保険事業の適正・円滑な運営

(1) 適切な要介護認定

要介護認定は、介護や支援が必要な度合い（要介護度）を決める介護保険サービス利用の入り口です。この要介護認定を公平・公正に行うことが、制度を信頼のあるものにするといえます。

要介護認定には、大きく分けて、「訪問調査」、「主治医意見書作成」、「介護認定審査会」の3つのプロセスがあります。

訪問調査

財団法人摂津市保健センターが事務受託法人として大阪府の指定を受け、新規・継続ともに訪問調査を実施します。定期的な調査員研修の実施や訪問調査への市の職員の同行等により、調査の質の向上に努めます。

認知症や障害のある方などの調査をより正確に行えるように、日頃の状態を把握し、的確に調査員に伝えられるご家族や担当のケアマネジャー、介護職員などの同席を促す取り組みを引き続き行います。

主治医意見書の作成

医療機関と密接に連絡を取りあい、適切かつ充実した主治医意見書の作成が行われるよう取り組みます。

介護認定審査会

介護認定審査会では、医療・保健・福祉の専門家による合議で、要介護度を審査・判定します。市では、8つの合議体を設け、各合議体あたり概ね月1回開催しています。全体研修や合議体長会議の開催、大阪府主催の研修への出席などにより、適切な介護認定審査会の運営に努めます。

(2) 介護保険事業の評価の推進

介護保険事業の運営状況は、「介護保険事業状況報告」や「介護保険事業計画進捗状況調査」、「介護保険事業分析ソフト」を活用し、利用状況などの把握に努めています。また、「せつつ高齢者かがやきプラン推進会議」において、報告・説明しているほか、運営状況をまとめた小冊子を作成、公表するなど、市民への情報提供に努めています。

今後は、評価・分析を充実させ、その結果をよりわかりやすく伝えるための工夫に努めます。

(3) 介護給付適正化の推進

介護保険制度が、将来的にも持続可能な制度として信頼され、安定的に運営されるためには、真に必要な介護サービスが、利用者に提供される環境を整備する必要があります。

「大阪府介護給付適正化計画」をもとに、「認定訪問調査の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修の適正化」、「医療情報との突合」、「縦覧点検」、「介護給付費通知」の6事業について目標を定めており、その達成に努めます。

認定訪問調査の適正化

認定調査の点検を実施することにより、認定調査の正確性を担保し、要介護認定の公正・公平性の確立に努めます。また、適正な認定調査の質の維持に努めることにより、給付の適正化を図ります。

ケアプランの点検

利用者の自由な選択を阻害し、あるいは利用者の自立を阻害するような不適切なケアプラン作成が行われないよう、研修会の実施等によりケアマネジャーの資質向上を図るとともに、必要なサービスが提供されているかケアプランの点検・検証を行います。

住宅改修の適正化

工事の必要性、妥当性を確認することにより、不適切な工事を防ぎます。一定件数の住宅改修について、保健センターに委託し、作業療法士・理学療法士により、工事の事前事後に現地を訪問し確認と助言を行います。

医療情報との突合

医療保険による入院中に介護保険給付が行われていないかなどの整合性を確認し、不適切な報酬請求を改めます。

国保連合会から提供される情報をもとに一定件数の点検を行い、事業所に確認したうえで、請求誤りについて、過誤申立を行います。

縦覧点検

複数月の保険請求について算定期間・回数等やサービス及び事業所間の整合性を確認し、不適切な報酬請求を改めます。

国保連合会から提供される情報をもとに一定件数の点検を行い、事業所に確認したうえで、請求誤りについて、過誤申立を行います。

介護給付費通知

年3回、過去4か月分のサービス利用実績を利用者に郵送で通知し、利用者から疑義があるサービス利用実績等の連絡を受け、給付状況等を確認することで、報酬請求の適正化を図ります。